廃止措置計画認可基準の見直しに係る試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の改正案に対する意見募集の結果について

令和2年12月9日 原子力規制委員会

1. 概要

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の改正案ついて、行政 手続法(平成5年法律第88号)に基づく意見募集を実施しました。

期 間: 令和2年9月17日から同年10月16日まで(30日間)

対 象:

- > 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則及び核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則(案)
- 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の一部改正について(案)

方 法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)、電子メール、郵送及びFAX

2. 意見公募の結果

○御意見数:7件*

○御意見に対する考え方:別紙のとおり

[※]御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

御意見及び御意見に対する考え方

	御意見	回答
1	【試験炉規則・使用規則】 「二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。三 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。」の「適切」って誰がどう判断するのでしょうね。そもそも核燃料物質って廃棄するところがないのでは?	御指摘の、第2号及び第3号に関する内容については、従前から廃止措置計画 審査基準において定めているものです。 具体的には、廃止措置計画の認可の審査において、核燃料物質が搬出されるま での間貯蔵設備に保管されること、搬出・輸送に当たっては関係法令に従った措 置が講じられること等を原子力規制委員会が確認することとしており、これらは 改正後においても同様です。
2	【試験炉規則・使用規則】 ・別表第一の改正前欄の第十六条の九の「核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物」は改正後欄の第十六条の九第一項第四号では「核燃料物質等」と書き換えられていると理解しますが、現行規則第十六条の十第第一項第7号、同第十六条の十一第三号の「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物」についても「核燃料物質等」と書き換えた方が良いと思います。 ・別表第二の改正後欄の第六条の五の第四号、第五号の「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物」は「核燃料物質等」と記載した方が良いと思います。(現行規則第一条第二項第五号で当該用語が定義されているから。)	す。 ・試験炉規則 第 16 条の5、第 16 条の5の2 第 8 号、第 16 条の6第1項第10号、第16条の10 第1項第7号及び第16条の11第3号 ・使用規則
3	【試験炉規則】 第 16 条の 12 第 2 項の改正後の中欄及び下欄において「前条第二項各号及び第四項」となっているが、第 16 条の 7 第 2 項では「前条第二項各号」となっているため、「前条第二項各号」に修正すべきである。	御指摘のとおりですので、試験炉規則改正案の改正後欄第 16 条の 12 第 2 項の表中第 16 条の 7 第 2 項に係る部分の中欄及び下欄中「前条第二項各号及び第四項」としていたものは「前条第二項各号」と修正します。

4 【使用規則】

使用施設を設置する工場又は事業所ごとで使用許可申請を行っており、一事業所内には複数の使用施設を有している。廃止措置が届出から認可申請に改正された際に、核燃料物質の使用については、許可に係る施設・設備も独立したものから有機的に連携しているものなど多様であることから、原子炉のような炉毎の概念による整理が必ずしもなじまないものと考える。このため、核燃料物質の使用については、使用を継続しつつ一部施設の解体・廃止を行う場合には、使用中の規制手続きの中で安全を確保していくことが適当と考えるとされ、現在の法規制になっているものと考える。

改正後の第六条の三第2項第一号において、廃止措置計画の申請にあたっては核 燃料物質を使用施設から取り出していることを求めているが、上記の理由により、 一事業所(一許可)内に複数の使用施設を有する場合は、最後の使用施設から核燃 料物質を取り出さなければ廃止措置計画の認可の申請ができない状態となると考 えており、この理解で正しいか確認させて頂きたい。

使用施設等に係る廃止措置計画は、原子炉等規制法第57条の5第1項及び第2項に基づき、使用者が核燃料物質の全ての使用を廃止しようとするときに原子力規制委員会の認可を受けなければならないものです。これは、本改正によって変更するものではありません。

したがって、御指摘のとおり、使用施設での核燃料物質の全ての使用を廃止しようとするときに廃止措置計画の認可申請を行うこととなります。

なお、使用の許可を有している使用施設の一部を使用しなくなる場合は、使用 変更許可の手続が必要です。

5 【使用規則】

改正後の第六条の三第2項第一号において規定する「既に核燃料物質を使用施設から取り出していることを明らかにする資料」について、一部の使用施設では既に通常の方法による操作により核燃料物質を回収済であるが、その状態を明らかにする書類として何を添付すれば良いのか不明である。この点について、本規則又は廃止措置計画に係る審査基準のようなもので明確化されることを希望する。

「既に核燃料物質を使用施設から取り出していることを明らかにする資料」と しては、核燃料物質の保管場所を示す資料等を想定しています。

この点については、今後、使用施設等の審査に係る内規を制定し、その中で明確化することを検討します。

6 【使用規則】

改正後の第六条の三第2項第二号において規定する「核燃料物質の使用が終了していること」とは、使用許可申請で記載する「使用の目的」が全て終了していることと考えるが、「使用を終了した設備・機器の解体撤去を行う。」ことを使用の目的とした許可を有している施設もある。そのため、ここで規定する「核燃料物質の使用が終了していること」とはどういう状態なのか不明である。(第二号に合致する条件が不明である。)この点について、本規則又は廃止措置計画に係る審査基準のようなもので明確化されることを希望する。

御指摘のように、使用の目的を、設備・機器の解体撤去を行うこととしている場合であっても、今後使用施設において新たに核燃料物質を使用する予定がないときは、廃止措置計画認可の申請を行う必要があります。

【使用規則】

ての使用を廃止しようとするときに廃止措置を講じなければならないため、第一 号と第二号とは、ほぼ同義であると考られる。また、第二号そのものを行うことが 廃止措置であるという考え方もできるように思われる。以上の理由により、第二号 の規定は不要ではないかと考える。

改正案第6条の3第2項第1号は、令41条該当施設に対し、廃止措置の開始に 改正後の第六条の三第2項第一号及び第二号について、使用者は、核燃料物質の全|際し、同施設から核燃料物質(使用施設を通常の方法により操作した後に回収さ れることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質 を除く。)が取り出されていることを求めるものです。

> 一方、同項第2号は、令41条非該当施設に対し、廃止措置の開始時点において、 核燃料物質の取出しは求めておらず、廃止を行う際の措置が異なります。 したがって、原案のとおりとします。

【使用規則】

原子炉等規制法第五十七条の五(使用の廃止に伴う措置)により、「使用者は、核 燃料物質の全ての使用を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければなら ない。」とされている。改正後の第六条の五第二号において規定する「核燃料物質 の使用が終了していること」について、「使用を終了した設備・機器の解体撤去を 行う。」ことを使用の目的とした許可を有している施設もあるため、ここで規定す る「核燃料物質の使用が終了していること」とはどういう状態なのか不明である。 また、第二号の状態になっていることが使用施設の廃止措置そのものであるとい う考え方もできるように思われる。この点について、本規則又は廃止措置計画に係 る審査基準のようなもので明確化されることを希望する。

回答6を御確認ください。

【審査基準】

III. 3. (2) ③において「運転停止に係る恒久的な措置として、制御装置が炉心 に挿入され、機械的及び電気的に制御装置の駆動機能を停止する措置が講じられ ていること。」とされているが、試験研究炉においては挿入によってではなく、引|運転停止に係る恒久的な措置として、制御装置により原子炉が停止状態に維持さ き抜くことによって機能する制御装置も存在する。動作方向を限定しない文言と「れるとともに、機械的及び電気的に制御装置の駆動機能を停止する措置が講じら するべきである。例として「制御装置により原子炉が停止状態に維持され」を提案|れていること。 する。

御指摘のとおり、炉心から引き抜くことによって機能する制御装置も想定され るため、御指摘の箇所については次のとおり修正します。

<!!!. 3. (2) ③ 修正案>

10	【審査基準】	使用済燃料を炉心から取り出した後において、炉心へ燃料体を再装荷すること
	III.3.(2)④の「使用済燃料を炉心から取り出した後において、炉心への燃料	は具体的には想定されません。
	体の再装荷を不可とするような措置が講じられること。」については、試験研究炉	また、この規定は「再装荷を不可とするような措置」の内容を限定してはおら
	の廃止措置は炉型によっては前例がないため廃止措置中において燃料取扱の手段	ず、その妥当性は審査において確認することとしています。
	をあらかじめ限定するのは合理的でないため、また、燃料交換機等をハード的に制	したがって、原案のとおりとします。
	限するのは困難なため、再装荷を不可とする措置は保安規定で定める等のソフト	
	的な対応が可能と明示的に記載すべきである。	
11	【審査基準】	記載の意味するところは変わりませんので、御指摘の点については原案のとお
	II.2. 注)中、「AIP-JAPAN」は「AIP Japan」のほうが良いと思います。	りとします。